広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金支給要綱・現行改正比較表

第1条 (略)

第2条 (略)

 $(1)\sim(3)$ (略)

(4) 月当たり給付対象利用者数 <u>令和5年</u>3月1日から<u>令和5年</u>3月 30日までの期間において、施設等における各サービスの給付を受け た利用者の延べ人数。

現

ただし、介護保険法に基づくサービス提供を行う通所事業所等において、各サービスの給付を受けた時間が5時間未満の場合は0.5人として計上するものとする。

なお、上記期間における数値を使用することが適当でないと認められる場合は、別途他の適当な期間の数値を使用することができるものとし、その期間は月の実日数に関わらず1日から30日までの30日間とする。

また、小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスと通いサービスを併せて提供する施設等において、両方のサービスの給付を受けた日は、通所事業所等の利用者数として計上せず、入所施設等の利用者数として計上するものとする。

(5) (略)

第3条 支援金の支給対象となる事業者(以下「支給対象事業者」という。) は、施設等を運営する事業者とする。

ただし、次の各号に掲げる施設等を除く。

- (1) 令和5年11月1日までに運営を開始していないもの。
- (2) 申請日時点で事業の廃止(届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。)を行っているもの。

又は、申請日時点で事業の休止(届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。)を行っており、<u>令和6年</u>3月31日までに再開の見込がないもの。

(3) 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に、

改正後

第1条 (現行に同じ。)

第2条 (現行に同じ。)

(1)~(3) (現行に同じ。)

(4) 月当たり給付対象利用者数 <u>令和6年</u>3月1日から<u>令和6年</u>3月 30日までの期間において、施設等における各サービスの給付を受け た利用者の延べ人数。

ただし、介護保険法に基づくサービス提供を行う通所事業所等において、各サービスの給付を受けた時間が5時間未満の場合は0.5人として計上するものとする。

なお、上記期間における数値を使用することが適当でないと認められる場合は、別途他の適当な期間の数値を使用することができるものとし、その期間は月の実日数に関わらず1日から30日までの30日間とする。

また、小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスと通いサービスを併せて提供する施設等において、両方のサービスの給付を受けた日は、通所事業所等の利用者数として計上せず、入所施設等の利用者数として計上するものとする。

(5) (現行に同じ。)

第3条 支援金の支給対象となる事業者(以下「支給対象事業者」という。) は、施設等を運営する事業者とする。

ただし、次の各号に掲げる施設等を除く。

- (1) 令和6年11月1日までに運営を開始していないもの。
- (2) 申請日時点で事業の廃止(届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。)を行っているもの。

又は、申請日時点で事業の休止(届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。)を行っており、<u>令和7年</u>3月31日までに再開の見込がないもの。

(3) 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に、食費に係る

利用者負担の額を引き上げたもの。

ただし、物価高騰の影響によらない利用者負担の額の引 上げなど、真にやむを得ないと認められる場合についてはこの限りで ない。

(4) (略)

- 2 令和4年4月1日から申請日までの期間に 利用者負担の額 の引上げ(前項第3号ただし書に定める場合を除く。以下同じ。)を行 った支給対象事業者において、申請日までに 利用者負担の額 を令和4年3月31日時点の金額以下に引き下げ、かつ令和5年4月1 日以降に利用者から徴収した 利用者負担のうち引上げ分に相 当する額を、令和6年3月31日までの間に利用者に返還し、又は引下 げ後に利用者から徴収する利用者負担と相殺する等により令和5年度中 の 利用者負担の額を据え置く場合については、前項第3号の 規定に関わらず、支給対象事業者として取り扱うものとする。
- 3月31日までの12か月間とする。

ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日数(暦日上 の日数。以下同じ。)の合計を30で除し、小数第一位を四捨五入した 月数を支援対象期間から除くものとする。

- (1) 令和5年4月1日から令和5年11月1日までに事業の開始をした 場合 令和5年4月1日から事業開始の前日までの日数
- (2) 申請日から令和6年3月31日までに事業の廃止を行う場合 事業 の廃止日の翌日から令和6年3月31日までの日数
- (3) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに事業の休止を行う 場合 事業の休止を行った日数

改正後

利用者負担の額を引き上げたもの。

ただし、物価高騰の影響によらない食費に係る利用者負担の額の引 と認められる場合についてはこの限りで ない。

- (4) (現行に同じ。)
- 2 令和4年4月1日から申請日までの期間に食費に係る利用者負担の額 の引上げ(前項第3号ただし書に定める場合を除く。以下同じ。)を行 った支給対象事業者において、申請日までに食費に係る利用者負担の額 を令和4年3月31日時点の金額以下に引き下げ、かつ令和6年4月1 日以降に利用者から徴収した食費に係る利用者負担のうち引上げ分に相 当する額を、令和7年3月31日までの間に利用者に返還し、又は引下 げ後に利用者から徴収する利用者負担と相殺する等により令和6年度中 の食費に係る利用者負担の額を据え置く場合については、前項第3号の 規定に関わらず、支給対象事業者として取り扱うものとする。
- 第4条 支援金の支給対象となる期間は、令和5年4月1日から令和6年 | 第4条 支援金の支給対象となる期間は、令和6年4月1日から令和7年 3月31日までの12か月間とする。

ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日数(暦日上 の日数。以下同じ。)の合計を30で除し、小数第一位を四捨五入した 月数を支援対象期間から除くものとする。

- (1) 令和6年4月1日から令和6年11月1日までに事業の開始をした 場合 令和6年4月1日から事業開始の前日までの日数
- (2) 申請日から令和7年3月31日までに事業の廃止を行う場合 事業 の廃止日の翌日から令和7年3月31日までの日数
- (3) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに事業の休止を行う 場合 事業の休止を行った日数

第5条 支援金の支給対象となる経費は、施設等において、支給対象事業 者が物価高騰の影響を受けつつも、サービスの質を維持するために負担 した経費とする。

- 応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限として、前条の経費に対する 支援金を支給するものとする。
- (1) 入所施設等 次の式により算定された額

(2) 通所事業所等 次の式により算定された額

- (略) 2
- 第7条 支援金を申請しようとする支給対象事業者は、令和5年11月 30日までに、広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金支給 申請書兼概算払請求書(別記様式第1号)を市長に提出しなければなら ない。

第8条 (略)

改正後

第5条 支援金の支給対象となる経費は、施設等において、支給対象事業 者が物価高騰の影響を受けつつも、サービスの質を維持するために負担 した経費とする。

ただし、令和4年4月1日以降に利用者負担の額の引上げを行ってい る場合、対象経費は、利用者負担の額の引上げによる支援対象期間中の 増収分を控除した後の経費とする。

- 第6条 市長は、支給対象事業者に対し、次のとおり各号に掲げる区分に | 第6条 市長は、支給対象事業者に対し、次のとおり各号に掲げる区分に 応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限として、前条の経費に対する 支援金を支給するものとする。
 - (1) 入所施設等 次の式により算定された額

(2) 通所事業所等 次の式により算定された額

- (現行に同じ。)
- 第7条 支援金を申請しようとする支給対象事業者は、令和6年11月 30日までに、広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金支給 申請書兼概算払請求書(別記様式第1号)を市長に提出しなければなら ない。

第8条 (現行に同じ。)

現 行

- 第9条 支援金の支給に当たっては、規則第6条第1項各号に定める条件 のほか、次に掲げる条件を付すものとする。
 - (1) (略)
 - (2) 申請日から<u>令和6年</u>3月31日までの間に、事業の休廃止(届出を行わない事実上の休廃止を含む。以下同じ。)を行い、申請日時点の支援対象期間に変更が生ずる場合には、休止については休止の初日から14日以内、廃止については廃止日の30日前までに、市長に報告しなければならないこと。
 - (3) 第3条第1項第3号ただし書により 利用者負担の額を引き上げようとする場合には、支給対象事業者は市長に事前協議を行うこと。
 - (4) (略)

第10条 (略)

第11条 支援金の支給決定を受けた者は、広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金実績報告書兼精算書(別記様式第3号)を<u>令和6</u> <u>年</u>3月31日までに市長に提出するものとする。

第12条~第17条 (略)

改正後

- 第9条 支援金の支給に当たっては、規則第6条第1項各号に定める条件 のほか、次に掲げる条件を付すものとする。
 - (1) (現行に同じ。)
 - (2) 申請日から<u>令和7年</u>3月31日までの間に、事業の休廃止(届出を行わない事実上の休廃止を含む。以下同じ。)を行い、申請日時点の支援対象期間に変更が生ずる場合には、休止については休止の初日から14日以内、廃止については廃止日の30日前までに、市長に報告しなければならないこと。
 - (3) 第3条第1項第3号ただし書により食費に係る利用者負担の額を引き上げようとする場合には、支給対象事業者は市長に事前協議を行うこと。
 - (4) (現行に同じ。)

第10条 (現行に同じ。)

第11条 支援金の支給決定を受けた者は、広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金実績報告書兼精算書(別記様式第3号)を<u>令和7</u>年3月31日までに市長に提出するものとする。

第12条~第17条 (現行に同じ。)

	現 行	改 正 後									
別表1 (入所系サート	ごス提供施設等)	別才	長1 (入所系サート	ごス提供施設等)							
根拠法令	事業種別		根拠法令	事業種別							
(略)	(略)		(現行に同じ。)	(現行に同じ。)							
介護保険法(平	(略)		介護保険法(平	(現行に同じ。)							
成 9 年法律第	介護老人保健施設(第8条第28項)		成9年法律第	介護老人保健施設(第8条第28項)							
123号)	介護療養型医療施設(介護サービスの基盤強化の		123号)	_(削除)							
	ための介護保険法等の一部を改正する法律(平成			-							
	23年法律第72号)第4条の規定による改正後										
	の健康保険法等の一部を改正する法律(平成18			-							
	年法律第83号)附則第130条の2第1項の規										
	定により、なおその効力を有するものとされた改										
	正前の第8条第26項)										
	介護医療院(第8条第29項)			介護医療院(第8条第29項)							
(略)	(略)		(現行に同じ。)	(現行に同じ。)							
(略)	(略)		(現行に同じ。)	(現行に同じ。)							
(略)	(略)		(現行に同じ。)	(現行に同じ。)							
別表 2 (通所系サー)	ごス提供事業所等)(略)	別表		ごス提供事業所等)(現行に同じ。)							
((2)////////	200 (3 213)21 (47 NH)	75 175		220 . 3 21371 . 37 (2813 1 3 6 6 7							

現 行	改正後
別記様式第1号_申請書	別記様式第1号(第7条関係)
広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金	広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金
支給申請書 兼 概算払請求書	支給申請書 兼 概算払請求書
令和 年 月 日	
(あて先)広島市長	令和 年 月 日
法人名	(あて先) 広島市長
	法人名
[7]1工程	所在地
代表者職氏名	
担当者職氏名	代表者職氏名
電話番号	
电阳电力	標記について、次のとおり申請します。交付決定された支援金は下記の口座に振り込んでください。
無ファーング といり中はしまた オルカウント・ナダヘルアフィロウにだいてしゃくどう	
標記について、次のとおり申請します。交付決定された支援金は下記の口座に振り込んでください。	記
記	
H-	1 申請金額 円 円
1 申請金額 円	
	2 月当たり給付対象利用者数 入所 人・通所 人
2 月当たり給付対象利用者数 入所 人・ 通所 人	
	3 事業の収入及び支出予定
3 事業の収入及び支出予定	収入科目 摘要(収入) 収入予算額 支出予算額 摘要(支出) 支出科目
収入科目 摘要(収入) 収入予算額 支出予算額 摘要(支出) 支出科目	
物価高騰の影響	
支援金 円 円 円 による光熱水費	(実質増加分)
等の経費 (注) 収支の計は、それぞれ一致する。	(注) 収支の計は、それぞれ一致する。
(社) 収文の計は、それぞれ一致する。	4 以下の条件を全て満たすことを誓約します。
4 以下の条件を全て満たすことを誓約します。	4 以下の条件を全て満たすことを誓約します。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
□ (以下、1~3の条件を全て満たす場合、2をしてください。条件を全て満たさない場合、請求できません。)	
1 「6 施設・事業所別申請額一覧」に掲げる全ての施設・事業所の運営を開始しています。	1 「6 施設・事業所別申請額一覧」に掲げる全ての施設・事業所の運営を開始しています。
「6 施設・事業所別申請額一覧」に掲げる全ての施設・事業所について、届出のない事実上のものを含め、休止(会和6年3月31日までに再開の見込がないもの)又は廃止を行っていません。	2 cell を含め、休止 (会和7年3月31日までに再開の見込がないもの) 又は廃止を行っていません。
支援金は、各施設・事業所において、令和4年4月1日から <u>令和6年</u> 3月31日までの間に利用者 負担の額の引上げ(要綱第3条第1項第3号ただし書・同条第2項の場合を除く。)を行うことなく	支援金は、各施設・事業所において、令和4年4月1日から <u>令和7年</u> 3月31日までの間に <u>食費に</u> 33 <u>係る</u> 利用者負担の額の引上げ(要綱第3条第1項第3号ただし書・同条第2項の場合を除く。)を行 うことなくサービスの質を維持するために活用します。食事を提供する施設等においては、これまで
り サービスの質を維持するために活用します。食事を提供する施設等においては、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事を提供します。	どおりの栄養バランスや量を保った食事を提供します。
R. T. V. T. E. E. V. C. E. F. C. E. C. C. S. C. C. C. S. C.	
5 振込先口座	5 振込先口座
振 金融機関名 店番 名	振 金融機関名 店舗名 金融機関 コード 店番
込 口座名義(カナ) 口座番号	込 口座名義(カナ) 口座番号
先 口座名義 預金種別	先 口座名義 預金種別

現行																改	正 後						
6	6 施設·事業所別申請額一覧													6	施設・事業所	別申請額一覧							
No	介護保険 事業所番号	ħ	を設・事業	所名	サービ	て種別	月当たり給作 対象利用者 数(人)	寸 事業を行 いない事 (月)の行	閉 区分	申請額	(円)	備ま	夸	No.	介護保険 事業所番号	施設・事業所名	サービス種別		事業を行ってい ない期間(月) の合計	区分	申請額(円)	備考	
2														1									
3														2									\dashv
5														3 4									\dashv
6														5									\dashv
7														6									
9														7									
10														8						-			4
11														9									\dashv
12														11									\dashv
14														12									\exists
15														13									
16											-			14									4
18														15 16						<u> </u>			\dashv
19														17									\dashv
20					ļ		入所	0人	入所	:	0円			18									\neg
			小計	r			通所	0人	通所	:	0円			19									
				申請額	合計(円)						0円			20									\dashv
7	 利用者負担-	- 階表												21 22									\dashv
No			日時点の	利用者負	担額(円/	/人)		申請日時	点の利用	者負担額	頁(円//	人)	額の引上	23									\dashv
	食費		光熱	水費		1	食	費	光熱	小費			げの有無	24									\dashv
2														25									
3														26									_
4														27									\dashv
5 6														28 29						1			\dashv
7														30									\dashv
8														31									
9														32									_
11														33									4
12														34 35									\dashv
13														36						1			\dashv
15														37									\dashv
16														38									
17														39						<u> </u>			_
18														40		<u> </u>		入所	1	入所	円		\dashv
20 ※ 利用者負担一覧表には、利用者1人当たりの食費や光熱水費について記載してください。また、居住費等の利用者負担														小計		通所		通所	円		\dashv		
						と費や光素	外水費につ	いて記載	こてくださ	さい。また	、居住?	費等の利用	者負担			申	請額合計(円)			//	円		\dashv
*	がある場合は. 料金設定が	複数ある	5場合、	一番高い	金額のみ												を行っていない施設・国	事業所につい	てのみ、記載	するこ		第1項第3号及び第	第
	型医療施設、													3条	2								

### (月)					現	1						
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	6 カ	を設・事業所が	別申請額一覧									
22 1 1 1 1 1 1 1 1 1	No.	介護保険		名 サ	ービス種別	月当たり給付 対象利用者 数(人)	事業を行っていない期間 (月)の合計	区分	申請額(円)	備	夸
23	21											
25 5 5 5 6 7 7 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	22 23											
25 29 29 29 29 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	24											
27 88 8 99 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90	25											
28 99 99 90 90 91 91 91 91 91 91 91 91 91 91 91 91 91	26											
99 10 10 13 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	28											
22 2 2 2 3 3 4 4 4 5 5 5 6 6 6 7 7 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 8 8 9 9 9 9	29											
22 33 34 4 5 5 6 6 6 7 7 7 7 8 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	30								<u> </u>			
33 1 1 1 1 1 1 1 1 1	31							-				
55 15 15 15 15 15 15 15	33											
10	34											
17 18 18 18 18 18 18 18	35								<u> </u>			
18 19 10 10 10 10 10 10 10	37											
10	38											
小計	39								ļ			
中請額合計(円) 申請額合計(円) 利用者負担 撃表	40					入前	0.4	入所	:	οШ		
利用者負担一覧表			小計									
令和4年3月31日時点の利用者負担額(円/人) 申請日時点の利用者負担額(円/人) 額の引上 17の有無 17の有 17の有			F	申請額合計(円)					0円		
令和4年3月31日時点の利用者負担額(円/人) 申請日時点の利用者負担額(円/人) 額の引上 17の有無 22 23 24 25 25 26 27 27 27 28 29 29 29 20 20 20 20 20	7 1	印田老台却—	- 監 丰									
会費 光熱水費 食費 光熱水費 けの有無 22 23 33 34 35 36 37 38 39 39 30 30 31 31 31 31 32 33 34 35 36 37 37 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38				用者負担額(円/人)		 申請日時点∉)利用	 者負担額	 (円/人)	額の引上
22	No.					1						げの有無
23	21								<u> </u>			
24	23											
26	24											
27	25								<u> </u>			
188	26								<u> </u>			
29 10 11 11 12 12 13 14 15 15 16 16 16 17 17 17 17 17	28											
31 32 33 34 34 35 35 36 37 38 39 39 39 30 30 30 30 30	29											
32 33 34 34 34 35 36 36 37 38 39 39 39 39 30 30 30 30	30								<u> </u>			
33 34 34 35 36 37 37 38 39 39 39 39 30 30 30 30	31								<u> </u>			
34 35 36 37 37 38 39 39 39 39 30 30 30 30	33											
36 37 38 39 39 39 30 30 30 30 30	34											
37 38 39 39 30 30 30 30 30 30	35								<u> </u>			
88 99 10 10 10 10 10 10 10	36											
10 ※ 利用者負担一覧表には、利用者1人当たりの食費や光熱水費について記載してください。また、居住費等の利用者負担がある場合は、あわせて記載してください。 ※ 料金設定が複数ある場合、一番高い金額のみを記載してください。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養	38											
※ 利用者負担一覧表には、利用者1人当たりの食費や光熱水費について記載してください。また、居住費等の利用者負担がある場合は、あわせて記載してください。	39								<u> </u>			
がある場合は、あわせて記載してください。 ※ 料金設定が複数ある場合、一番高い金額のみを記載してください。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養	40 •ו	利田老負却-	一覧表にけ 利田	者1人当たり	の食費や火		ハて記載して	くださ	ない また	居住典	(等の利田	人 者負扣
※ 料金設定が複数ある場合、一番高い金額のみを記載してください。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養	カ	ある場合は、	あわせて記載して	こください。								
	*	料金設定が	複数ある場合、一種医療院を開	番高い金額の	つみを記載し	てください。	特別養護老	人ホー	-ム、介護	老人保	建施設、介	護療養

広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金 支給決定通知書

<u>令和5年</u> 月 日付けで申請のあった支援金の支給については、広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金支給要綱(以下「要綱」という。)第8条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 支給決定額 金 円
- 2 支給の条件
- (1) この支援金は、要綱第5条に定める経費に充てること。
- (2) 令和6年3月31日までに要綱第11条に定める実績報告を行うこと。
- (3) 申請日から<u>令和6年</u>3月31日までの間に、事業の休廃止(届出を行わない事実上の休廃止を含む。)を行い、申請日時点の支援対象期間に変更が生ずる場合には、休止については休止の初日から14日以内、廃止については廃止日の30日前までに、市長に報告しなければならないこと。
- (4) 申請日から<u>令和6年</u>3月31日までの間に、<u>利用者負担の額の引上げ(要綱第3条第1項第3号ただし書の場合を除く。以下同じ。)を行わないこと。</u>

また、令和4年4月1日から申請日までの期間に<u>利用者負担の額の引上げを行った支給対象事業者においては、令和5年</u>4月1日以降に利用者から徴収した<u>利</u>用者負担のうち引上げ分に相当する額について、<u>令和6年</u>3月31日までの間に、利用者への返還又は引下げ後に利用者から徴収する利用者負担との相殺等を行うこと。

- (5) 支援金の支給を受けた支給対象事業者は、本事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、 当該収支について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の額の確定の日の属す る会計年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) この支援金の支給の条件に違反したときは、支援金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (7) その他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、広島市補助金等交付規則及び 要綱等の規定を遵守すること。

広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金 支給決定通知書

広島市指令

令和 年 月 日

<u>令和6年</u> 月 日付けで申請のあった支援金の支給については、広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金支給要綱(以下「要綱」という。)第8条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 支給決定額 金 円
- 2 支給の条件
- (1) この支援金は、要綱第5条に定める経費に充てること。
- (2) 令和7年3月31日までに要綱第11条に定める実績報告を行うこと。
- (3) 申請日から<u>令和7年</u>3月31日までの間に、事業の休廃止(届出を行わない事実上の休廃止を含む。)を行い、申請日時点の支援対象期間に変更が生ずる場合には、休止については休止の初日から14日以内、廃止については廃止日の30日前までに、市長に報告しなければならないこと。
- (4) 申請日から<u>令和7年</u>3月31日までの間に、<u>食費に係る</u>利用者負担の額の引上げ(要綱第3条第1項第3号ただし書の場合を除く。以下同じ。)を行わないこと。

また、令和4年4月1日から申請日までの期間に<u>食費に係る</u>利用者負担の額の引上げを行った支給対象事業者においては、<u>令和6年</u>4月1日以降に利用者から徴収した<u>食費に係る</u>利用者負担のうち引上げ分に相当する額について、<u>令和7年</u>3月31日までの間に、利用者への返還又は引下げ後に利用者から徴収する利用者負担との相殺等を行うこと。

- (5) 支援金の支給を受けた支給対象事業者は、本事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、 当該収支について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の額の確定の日の属す る会計年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) この支援金の支給の条件に違反したときは、支援金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (7) その他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、広島市補助金等交付規則及び要綱等の規定を遵守すること。

別記様大第3号 実舗報告書										現			彳	亍																									改	ζ	E	後	2											
実験報告事 兼 精算事 (あて売) 足島市長 (表を登録なる (表を受けなる (表を使けなる (表を使)) (表を使むな (表を使)) (表を使ります (表を使)) (表を使むな (表を使ります) (表を使りまま) (表を使) (別	記様	式第	3 +	<u> </u>	実績	責報	告	書																		別	記	镁式	弋角	第3	号	<u>-</u>	(第	1	1 🕏	条厚	對停	系)	_														
(あて先) 広島市長					広島	市	生会	福祉	止施設	2等	物佃	盲	騰	対分	衰支	援	事業	支担	爰金	È													広	島市	寸社	:会补	冨祉	:施	設等	争物	価高	脂類	対策	支担	爰事	¥	支担	爱金	È					
(のて先) 広島市長 遊送者観氏名 (次変を徹氏名 「下産地 中 月 日 かんえ) 広島市長 遊送者観氏名 (次変を徹氏名 「大変を徹氏名 「大変を後しいる。」 「大変をしていて、次のとおり割合します。 「お変数 「日 お変数 「日 お変数 「日 お変数 「日 お変数 「日 お変数 「日 お変数 「日 お変数 (大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大								ᢖ	ミ績幸	设告	書	兼		精算	拿書	:																					実	績	報台	書	兼	ŧ #	青算	書										
(のて先) 広島市長 遊送者観氏名 (次変を徹氏名 「下産地 中 月 日 かんえ) 広島市長 遊送者観氏名 (次変を徹氏名 「大変を徹氏名 「大変を後しいる。」 「大変をしていて、次のとおり割合します。 「お変数 「日 お変数 「日 お変数 「日 お変数 「日 お変数 「日 お変数 「日 お変数 「日 お変数 (大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大												+	L	Ш	\perp	Ш		- En		/T-		-	,			_																												
接入名 一方の		あて	先) 広	島市	万長	\Box						+		\forall	+		Ti	小山		7	П)	-		P												+		_							令	和		年		月		E	
接近の支援金に係る事業実績について、次のとおり報告します。 接近の支援金に係る事業実績について、次のとおり報告します。 接近の支援金に係る事業実績について、次のとおり報告します。 接近の支援金に係る事業実績について、次のとおり報告します。 接近の支援金に係る事業実績について、次のとおり報告します。 接近の支援金に係る事業実績について、次のとおり報告します。 接近の支援金に係る事業実績について、次のとおり報告します。 接近の支援金に係る事業実績について、次のとおり報告します。 接近の支援金に係る事業実績について、次のとおり報告します。 接近額													Т	П			T											(あ	てタ	든)	広島	市	長		+		+		-							+	Н	-	+		+		-	\vdash
原産の支援金に係る事業実績について、次のとおり報告します。 「協算額 円 円 金融金をに係る事業実績について、次のとおり報告します。 「						П					沒	去人	.名	П															-	Н		-	Н		+		+		-		N	4.												+
原在地												F	H	H	+											-				Н		-	Н		+		+		+		法ノ	、名									$\overline{}$			-
横記の支援全に係る事業実績について、次のとおり報告します。 「機器の支援全に係る事業実績について、次のとおり報告します。 「機器の支援全に係る事業実績について、次のとおり報告します。 「機器の支援全に係る事業実績について、次のとおり報告します。 「機器の支援全に係る事業実績について、次のとおり報告します。 「機器の支援全に係る事業実績について、次のとおり報告します。 「機器の支援全に係る事業実績について、次のとおり報告します。 「関題を受ける場合には、大きな、のでは、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は						\vdash					i i	近左	 : +#n	+	+	T										+				П			П								所名	E地		П										П
### 200 支援金に係る事業支援について、次のとおり報告します。 ### 200 支援金に係る事業支援について、次のとおり報告します。 ### 200 支援金に係る事業支援について、次のとおり報告します。 ### 3											12	111		\perp	士																													П										
標記の支援金に係る事業実績について、次のとおり報告します。 標記の支援金に係る事業実績について、次のとおり報告します。 記 「精算額 日 日				Ш							1	表プ	者	職氏	名									_						Ш			Ш				_		4		代表	そ者罪	哉氏:	名	_	_								
標記の支援金に係る事業実績について、次のとおり報告します。 標記の支援金に係る事業実績について、次のとおり報告します。 記 「精算額 日 日											#	11出	者	職日	 e.名											+			+	Н		+	Н		+		+		+				+		+	+	Н	+	+	H	+	H		+
標記の支援金に係る事業実績について、次のとおり報告します。 精算額											3-	Ι	Ĺ																	Н			Н		+		+		+		+			\Box		+	Н		+		+	\vdash	+	+
標記の支接金に係る事業実績について、次のとおり報告します。 1 精算額 受領済額 円 円											ョ	直話	番	号	\bot		_					_		_		_		Lanc att-	1	+- 1≈2		- 1-	,	سد ج		(de) -				/	1 1.5	lo +F	46- 1	. 2-	<u></u>									\perp
標記の支援金に係る事業実績について、次のとおり報告します。 記 ・ 特算額												+	\vdash	H	+		+	\Box		+		+						標記	10) 5	文援	金に	二保	(る)	事 亲	美	績に	つし	17	` 1	欠 (/)	とお	り報	音し	ンま`	す。									
記 精算額 受領済額 円 差引(返納)額 円 差別(返納)額 円 変し次等額 接頭額 円 単本の収入及び支出 収入科目 摘要(収入) 収入決算額 支出科目 支出科目 支担公司 東東の収入及び支出 収入科目 摘要(収入) 収入決算額 支出決算額 接要(収入) 収入決算額 支出科目 東東の収入及び支出 収入科目 摘要(収入) 収入決算額 支出科目 東東の収入及び支出 収入科目 有要(収入) 収入決算額 支出決算額 にも設置するに表現となると対象を表現を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現を表現と対象を表現と対象を表現を対象を表現を対象を表現を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現を対象を表現を表現的関の対とは対象を表現と対象を表現を表現的関の対とは対象を表現を表現的関の対とは対象を表現を表現的関心が表現を表現と対象を表現を表現的関心が表現を表現と対象を表現を表現的関心が表現を表現と対象を表現を表現的関心が表現と対象を表現を表現的関心が表現と対象を表現を表現的関心が表現と対象を表現を表現的関心が表現と対象を表現を表現的関心が表現と対象を表現を表現的関心が表現と対象を表現と対象を表現を表現的関心が表現と対象を表現を表現的関心が表現と対象を表現を表現的関心が表現と対象を表現を表現と対象を表現を表現と対象を表現を表現と対象を表現を表現と対象を表現を表現と対象を表現を表現と対象を表現を表現と対象を表現と対象を表現を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現と対象を表現を表現と対象を表現と表現と対象を表現と表現と対象を表現と表現と対象を表現と表現と表現と対象を表現と表現と対象を表現と表現と表現と表現と表現と表現と表現と表現と表現と表現と表現と表現と表現と表													Т	П			T																								記													
記 特算額	ŧ	標記の	支援金	定に1	系る事	業多	に績!	こつ	いて、	次	のと	: お	り幸	報告	しょ	ます 。											1	7	生竺	夕百						亚克	百次	方百									П		Τ					П
精算額 受領済額 円											#7	_	_															1	旧异	假			Н			又日	以 (月	餀									Γ.	_	-	Н	+	Н		\perp
# 第第額 円 円 差引(返納)額 円 円 変出決算額 大田決算額 大田決算額 大田決算額 大田大野額 大田大野第 大田大野 大田大野										-	βC								_	1				_		-										精	算物	頂									F.	1						
#算額 円 円 変別の次及び支出	1	精算	章額				受	領沒	筝額									円												П			П		÷	色引 (`i反 á	纳) 落	須								п		T					П
② 事業の収入及び支出							*	青算	額									円																			. ~ /	11/ 1									' '	4	+		+	H	+	+
② 事業の収入及び支出							辛司	CE	√h \ 梦?	i i		_	—					ш					†				2	ļ	事業	のり	又入	及で	び支	出																				
収入科目 摘要(収入) 収入決算額 支出決算額 摘要(支出) 支出科目 支援金 円 円 参加高騰の影響に上 玄接金 円 円 参加高騰の影響に上 玄米熱水費等の経費 (注) 支援金の全額を対象経費に充当しなかった場合は、「支出決算額」には別記様式第1号 (申請書) の「3 事業 の収入及び支出予定」に記載した「支出予算額」ではなく、実際に支援金を充当した額を記載し、また、その額を「1 精算額」の「精算額」にも記載すること。 以下のとおり実施したことを申し立てます。 □ (以下1~3の項目を全て満た市場合、図をしてください。図がない場合、支援金の返還を求める場合があります。) 支援金は、各施設・事業所において、令和4年4月1日から会和6年3月31日までの間に利用者自担の額の引上げ、(要綱第3条第1項第3号ただし書・同条第2項の場合を除く。以下同じ。)を行うことなくサービスの質を維持するために活用しました。 金和5年4月1日から実績報告の日までの間に、事業の休廃止(届出を行わない事実上の休廃止を 含む。以下同じ。)を行い、申請日時点の支援対象期間に変更が生じた場合には、要綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A14・12参照)を行いました。 金和6年3月31日までの間に、利用者負担の額の引上げ又は事業の休廃止を行った場合。以下同じ。)を行い、申請日時点の支援対象期間に変更が生じた場合には、要綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A14・12参照)を行います。なお、支援金の返還に 金和7年3月31日までの間に、事業の休廃止を行った場 3 綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A14・12参照)を行いました。 金和7年3月31日までの間に、事業の休廃止を行った場 3 綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A11・12参照)を行います。なお、支援金の返還に 金和7年3月31日までの間に、企費に係名・利用者負担の額の引上げ又は事業の休廃止を行った場 3 合には、要綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A11・12参照)を行います。なお、支援金の返還に							定り	(XX	7871)在5	ą		_	_		_	1 1	_	17				-	+	-		-			収	人科	- 目			摘星	更()	仅入)	収	入礼	と算:	額	支出社	夬算	額	ŧ	商要	(支	(出))		支上	出科	- 目	
支援金	2	事	業の収.	入及	び支と	H																																																
支援金 「注)支援金の全額を対象経費に充当しなかった場合は、「支出決算額」には別記様式第1号(申請書)の「3 事業の収入及び支出予定」に記載した「支出予算額」ではなく、実際に支援金を充当した額を記載し、また、その額を「1 の収入及び支出予定」に記載した「支出予算額」ではなく、実際に支援金を充当した額を記載し、また、その額を「1 結算額」の「精算額」にも記載すること。 ③ 以下のとおり実施したことを申し立てます。 □ (以下1~3の項目を全て満たす場合、図をしてください。図がない場合、支援金の返還を求める場合があります。) □ (以下1~3の項目を全て満たす場合、図をしてください。図がない場合、支援金の返還を求める場合があります。) □ (以下1~3の項目を全て満たす場合、図をしてください。図がない場合、支援金の返還を求める場合があります。) □ (以下1~3の項目を全て満たす場合、図をしてください。図がない場合、支援金の返還を求める場合があります。) □ (以下1~3の項目を全で満たす場合、図をしてください。図がない場合、支援金の返還を求める場合があります。) □ (以下1~3の項目を全で満たす場合、図をしてください。図がない場合、支援金の返還を求める場合があります。) □ (以下1~3の項目を全て満たす場合、図をしてください。図がない場合、支援金の返還を求める場合があります。) □ (以下1~3の項目を全で満たす場合、図をしてください。図がない場合、支援金の返還を求める場合があります。) □ (以下1~3の項目を全で満たす場合、図をしてください。図がない場合、支援金の返還を求める場合があります。) □ (以下1~3の項目を全で満たす場合、図をしてください。図がない場合、支援金の返還を求める場合があります。) □ (以下1~3の項目を全で満たす場合、図をしてください。図がない場合、支援金の返還を求める場合があります。) □ (以下1~3の項目を全で満たす場合、図をしてください。図がない場合、支援金の返還を求める場合があります。) □ (以下1~3の項目を全で満たすいまつに、事業所において、令和4年4月1日から会和7年3月31日までの間に食業額・事業所において、令和4年4月1日から会和7年3月31日までの間に、事業の休廃止を行わない事実上の休廃止を含む。以下同じ。)を行い、申請日時点の支援対象期間に変更が生じた場合には、要綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A14・15参照)を行いました。 □ (以下1~3の項目を全て満たす場合、図をしてください。図がない場合、支援金の返還を求める場合があります。) □ (以下1~3の項目を全て満たす場合、図をしてください。図がない場合、支援金の返還を求める場合があります。) □ (以下1~3の項目を全て満たす場へ、図をしてください。図がない場合、支援金の返還を求める場合があります。) □ (以下1~3の項目を全て満たす場へ、図をしてください。図がない場合、支援金の返還を求める場合があります。) □ (以下1~3の項目を全て満たす場へ、図をしてください。図がない場合、支援金の返還を求める場合があります。) □ (以下1~3の項目を全て満たす場へ、図をしてください。図がない場合、文援金の返還を求める場合があります。) □ (以下1~3の項目を全て満たする、図をしてください。図がない場合、図をのは、事業所には別記を対すると、対するに対すると、対するに対するとを申し立てます。 □ (以下1~3の項目を全て満たまいする、のがないまる、事業所に対するといるのは、事業のは、事業のは、事業のは、事業のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、の		7[7	八科目	1	指	角要	(収入	()	収	入決	算額	j 支	三出	決爭	章額		摘要	更(支	出)			支	: Ш	科目	1				支	接3	金										円			円										
(注) 支援金の全額を対象経費に充当しなかった場合は、「支出決算額」には別記様式第1号(申請書)の「3 事業 の収入及び支出予定」に記載した「支出予算額」ではなく、実際に支援金を充当した額を記載し、また、その額を「1 精算額」の「精算額」の「精算額」にも記載すること。 ③ 以下のとおり実施したことを申し立てます。 □ 以下していているの項目を全て満たす場合、図をしてください。図がない場合、支援金の返還を求める場合があります。) □ 大田・「と乗額第3条方に対して、会和4年4月1日から会和3号に表する方の間に会費にした。)を行うことなくサービスの質を維持するために活用しました。 □ 会和5年4月1日から実績報告の日までの間に、事業の休廃止(届出を行わない事実上の休廃止を含む。以下同じ。)を行い、申請日申島点の支援対象期間に変更が生じた場合には、要綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A14・17参照)を行いました。 □ 会和6年4月1日から実績報告の日までの間に、事業の休廃止を行った場合には、要綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A13・15参照)を行いました。 □ 会和6年4月1日から実績報告の日までの間に、毎年の作廃止を行った場合には、要綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A13・15参照)を行いました。 □ 会和6年4月1日から実績を発達した記載していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい		3	支援金								円]			円											-		(注) 支	援金	の全	額を	- 対象	泉経豊	貴に	充当し	なた	1001	と場	合は、	「支	出決算	章額」	にに	は別言	記様	式第	1号	(申	請書) の	Г3	事	業
#																					請書) O.) [3	事業	7												軍額」	で	まなく	、実	際に	友援金	を予	を当し	した	額を	記載	l,	また	、その	の額る	を!	1
□ (以下1~3の項目を全て満たす場合、夕をしてください。夕がない場合、支援金の返還を求める場合があります。) 支援金は、各施設・事業所において、令和4年4月1日から <u>令和7年</u> 3月31日までの間に <u>食費に</u> 支援金は、各施設・事業所において、令和4年4月1日から <u>令和7年</u> 3月31日までの間に <u>食費に</u> 負担の額の引上げ(要綱第3条第1項第3号ただし書・同条第2項の場合を除く。以下同じ。)を行うことなくサービスの質を維持するために活用しました。 <u>令和5年</u> 4月1日から実績報告の日までの間に、事業の休廃止(届出を行わない事実上の休廃止を 含む。以下同じ。)を行い、申請日時点の支援対象期間に変更が生じた場合には、要綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A14・17参照)を行いました。 <u>令和6年</u> 3月31日までの間に、利用者負担の額の引上げ又は事業の休廃止を行った場合には、要綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A13・15参照)を行いました。 <u>令和7年</u> 3月31日までの間に、 <u>食費に係る</u> 利用者負担の額の引上げ又は事業の休廃止を行った場合には、要綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A13・15参照)を行います。なお、支援金の返還に、表稿9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A13・15参照)を行います。なお、支援金の返還には、条額第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A13・15参照)を行います。なお、支援金は、各施設・事業所において、令和4年4月1日から <u>令和7年</u> 3月31日までの間に <u>食費に</u> <u>令和7年</u> 3月31日までの間に、 <u>食費に係る</u> 利用者負担の額の引上げ又は事業の休廃止を行った場合には、要綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A13・15参照)を行います。なお、支援									异钡」	CIA	~/,	天!	ж (<u>-</u>	× 1×	. AE &	元日	U/L	侧征	SL MIX.		J. /_	, ~	. 0)	1000	' 1		3	Į	以下	の。	とお	りき	実施	直し 7	たこ	: とき	シ申	しゴ	とて	ます														П
支援金は、各施設・事業所において、令和4年4月1日から <u>令和6年</u> 3月31日までの間に利用者 負担の額の引上げ(要綱第3条第1項第3号ただし書・同条第2項の場合を除く。以下同じ。)を行 うことなくサービスの質を維持するために活用しました。 <u>令和5年</u> 4月1日から実績報告の日までの間に、事業の休廃止(届出を行わない事実上の休廃止を 含む。以下同じ。)を行い、申請日時点の支援対象期間に変更が生じた場合には、要綱第9条第2号 に基づき、広島市長に報告(Q&A14・17参照)を行いました。 <u>令和6年</u> 3月31日までの間に、事業の休廃止(届出を行わない事実上の休廃止を 含む。以下同じ。)を行い、申請日時点の支援対象期間に変更が生じた場合には、要綱第9条第2号 に基づき、広島市長に報告(Q&A14・17参照)を行いました。 <u>令和6年</u> 3月31日までの間に、事業の休廃止(届出を行わない事実上の休廃止を 含む。以下同じ。)を行い、申請日時点の支援対象期間に変更が生じた場合には、要綱第9条第2号 に基づき、広島市長に報告(Q&A13・15参照)を行いました。 <u>令和7年</u> 3月31日までの間に食 <u>管に</u> <u>公</u> 3月31日までの間に、事業の休廃止(届出を行わない事実上の休廃止を 含む。以下同じ。)を行い、申請日時点の支援対象期間に変更が生じた場合には、要綱第9条第2号 に基づき、広島市長に報告(Q&A13・15参照)を行いました。 <u>令和7年</u> 3月31日までの間に、食費に係 <u>る</u> 利用者負担の額の引上げ又は事業の休廃止を行った場 合には、要綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A13・15参照)を行います。なお、支援金の返還に	3	以一	下のと	おり	実施し	った	こと	を申	し立	てま	ます。		L	Ш	\perp														以下	1 ~	3 の	項目	を全	全て清	肯た	す場合	ì , v	1 をし	って・	くださ	い。	⊿がた	よい場	易合、	支护	爰金(の返i	量を:	求め	る場	合がす	ありま	ます。)
 1 負担の額の引上げ(要綱第3条第1項第3号ただし書・同条第2項の場合を除く。以下同じ。)を行 うことなくサービスの質を維持するために活用しました。 	\vdash	_																								-																												
□ 会和5年4月1日から実績報告の日までの間に、事業の休廃止(届出を行わない事実上の休廃止を 2 含む。以下同じ。)を行い、申請日時点の支援対象期間に変更が生じた場合には、要綱第9条第2号 に基づき、広島市長に報告(Q&A14・17参照)を行いました。 □ 会和6年3月31日までの間に、利用者負担の額の引上げ又は事業の休廃止を行った場合には、要綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A13・15参照)を行いました。 □ 会和7年3月31日までの間に、利用者負担の額の引上げ又は事業の休廃止を行った場合には、要 □ 会和7年3月31日までの間に、食費に係る利用者負担の額の引上げ又は事業の休廃止を行った場 □ 合和7年3月31日までの間に、食費に係る利用者負担の額の引上げ又は事業の休廃止を行った場 □ 合和7年3月31日までの間に、食費に係る利用者負担の額の引上げ又は事業の休廃止を行った場 □ 合には、要綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A13・15参照)を行います。なお、支援金の返還に		1 負担	目の額の	引上	:げ (要	更綱貧	第3条	€第:	1 項第	3 号	ただだ	こし書	善・	同身																																1条	第 2	項0)場	台を	除く	。以	「一」	i)
2 含む。以下同じ。) を行い、申請日時点の支援対象期間に変更が生じた場合には、要綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A14・17参照) を行いました。 金和6年3月31日までの間に、利用者負担の額の引上げ又は事業の休廃止を行った場合には、要3綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A13・15参照)を行います。なお、支援金の返還に 3 綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A13・15参照) を行います。なお、支援金の返還に		-													L. mbr		=	+ 4-	1-2-		fr ctz	La	n /-	- mlot ,	J-	4			令:	和 6	年 4	月	1 日	から	方実	績報	告の	日日	まで	の間	z.	事業の	の休月	廃止	. (届	出	を行	わた	Z () (事実	上の	休廃	€止き	È
3 綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A <u>13・17</u> 参照)を行います。なお、支援金の返還に 3 合には、要綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A <u>13・15</u> 参照)を行います。なお、支援		2 含む	r。以下	- 同じ	こ。) を	行り	八、申	請	日時点	の支	援対	象其	期間	に変	変更 オ	が生																													生じ	じた	場合	にに	ţ,	要綱	第 9	条第	5 2 号	<u>+</u>
		<u>全</u> 3 網第	3和 6 年 第 9 条第	<u>5</u> 3月 第2号	31 - に基っ	まっ づき、	での間 広島	間に、 島市县	利用	者負	担の	額の	の引	上に	デ又に	は事										1			合には	は、	要網	第	9条	第 2	2 号	に基	づき	、万	な島	市長														

	現					改 正 後											
4 施設·事業所別精算額一覧						4	施設•事業所別	川精算額一覧									
	月当たり; 対象利所 数(人	者 いない期間	区分	精算額(円)	備考	No.	事業所番号	施設·事業所名	サービス種別	事業を行って いない期間 (月)の合計	区分	精算額 (円)	備考				
1						1					-						
3						2											
4						4											
5						5											
6						6											
7						7											
8 9						9											
10						10											
11						11											
12						12											
13						13											
14						14											
15						15											
16 17						16 17											
18						18											
19						19											
20						20											
21						21											
22						22											
23 24						23 24											
25						25											
26						26											
27						27											
28						28											
29						29											
30						30											
31 32						31 32											
33						33											
34						34											
35						35											
36						36											
37						37					-						
38 39			1		 	38 39					-						
40						40											
小計	<u> </u>	1	入所				1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•		入所						
			通所			<u> </u>					通所						
精算額合	計(円)							精算額合語			<u> </u>						
	(注)申請時に予定していなかった休廃止(届出を行わない事実上の休廃止を含む。)を行った場合は、要綱第9条(2)に基づく報告(Q&A <u>14・17</u> 参照) を行うとともに、上の表の「事業を行っていない期間(月)の合計」を修正すること。 (注)申請時に予定していなかった休廃止(届出を行わない事実上の休廃止を含む。)を行った場合は、要綱第9条(2)に基づく報告(Q&A <u>14・17</u> 参照)を行うとともに、上の表の「事業を行っていない期間(月)の合計」を修正すること。																
別記様式第4号(第12条	と関係) (略)					別	記様式第	4号(第129	条関係) (理	見行に同じ	·)						